

埼玉県立総合教育センター 令和5年度 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

(1)電話教育相談員

- ・ 児童・生徒等の電話・Eメール相談に関すること
- ・ 電話相談等の報告資料等の作成に関すること
- ・ 相談事例についての研修や研究に関すること
- ・ その他相談に関する業務

(2)専門指導員

次の業務のうち採用時に指定するもの

- ・ 高等学校・特別支援学校の年次研修の企画、運営
- ・ 養護教諭等研修の企画、運営、立案と研修資料の作成
- ・ 栄養教諭等研修の企画、運営、立案と研修資料の作成
- ・ 地域連携研修の企画、立案と研修資料の作成
- ・ 小中高等学校の研修におけるグループ指導
- ・ 児童生徒体験活動・実習の企画、運営及び立案
- ・ 調査研究事業の企画、実施及び資料・報告書作成
- ・ 研修施設の維持管理等

(3)教職員研修・調査研究事務員

- ・ 研修講師に発送する資料のチェック
- ・ 受講者からの提出物のチェック・整理
- ・ 研修後のアンケート等の集計
- ・ 各研修のファイリング

2 応募資格

- ① 年齢・性別・学歴は問いません。
- ② 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※以下のア～オのいずれかに該当する場合は、会計年度任用職員となり、又は選考を受けることができません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

3 求める人材

(1)電話教育相談員

相談に対しの確に対応するため、学校勤務等による豊富な知識と経験を必要とする。また、相談者が安心して相談できるよう、誠実かつ真摯な人柄で秘密を厳守できること。

(2)専門指導員

教職員研修及び児童生徒育成について見識を持ち事業を円滑に実施できるよう、教員又は相当する職の経験を有する者を望む。また、資料作成や関係機関との連絡調整等を行うための実務能力を有すること。

更に、施設維持管理等の経験を有する場合は職務の一つとして指定する。

(3)教職員研修・調査研究事務員

研修や資料等の作成補助やアンケート集計ができるよう、ワード、エクセルの活用などの実務能力を有すること。

4 採用予定者数

(1)電話教育相談員 1人

(2)専門指導員 3人

(3)教職員研修・調査研究事務員 1人

5 勤務条件

① 任用期間

電話教育相談員、専門指導員、教職員研修・調査研究事務員ともに
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

② 勤務日数・勤務時間

(1)電話教育相談員

週3日、週23時間15分(午前8時30分～午後5時15分)

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

※勤務日の割振については応相談

〔 勤務日及び勤務時間(例)
・月火水 午前8時30分～午後5時15分(7時間45分) 〕

(2)専門指導員

週3日、週23時間15分(午前8時30分～午後5時15分)

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

※勤務日の割振については応相談

〔 勤務日及び勤務時間(例)
・月火水 午前8時30分～午後5時15分(7時間45分) 〕

(3)教職員研修・調査研究事務員

週2日、1日:3時間30分(午前8時30分～正午)

※勤務日の割振については応相談

〔 勤務日及び勤務時間(例)
・火木 午前8時30分～正午(3時間30分) 〕

③ 休暇

(1)電話教育相談員

年次休暇5日、その他は県の規定によります。

(2)専門指導員

年次休暇5日、その他は県の規定によります。

(3)教職員研修・調査研究事務員

年次休暇3日、その他は県の規定によります。

④ 報酬

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(1)電話教育相談員

月額 137,000円～138,000円

(2)専門指導員

月額 126,000円～127,000円

(3)教職員研修・調査研究事務員

日額 4,500円～4,600円

⑤ 諸手当

電話教育相談員、専門指導員、教職員研修・調査研究事務員ともに

期末手当：報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

※原則は、任期が6月以上で、基準日(6月1日、12月1日)に在職している場合、支給対象となります。

⑥ 交通費

電話教育相談員、専門指導員、教職員研修・調査研究事務員ともに

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

⑦ 社会保険

電話教育相談員、専門指導員ともに

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

教職員研修・調査研究事務員については、勤務条件の都合により社会保険制度適用外

⑧ 勤務地

(1)電話教育相談員

埼玉県立総合教育センター本所 所在地：〒361-0021 行田市富士見町 2-24

(2)専門指導員

埼玉県立総合教育センター本所 所在地：〒361-0021 行田市富士見町 2-24

又は

埼玉県立総合教育センター江南支所 所在地：〒360-0113 熊谷市御正新田 1355-1

(3)教職員研修・調査研究事務員

埼玉県立総合教育センター本所 所在地：〒361-0021 行田市富士見町 2-24

⑨ その他

任用後は埼玉県教育委員会の会計年度任用職員としての身分を有します。会計年度任用職員は地方公務員法の規定が適用され、違反した場合には、懲戒処分、分限、失職等の対象となる可能性があります。（下記「地方公務員法上の服務に関する規定」を参照）

（参考）地方公務員法上の服務に関する規定

- ・服務の根本基準
- ・服務の宣誓
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等への従事等の制限（フルタイムに限る）

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和5年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更となる場合や、採用がない場合があります。

6 応募について

- ① 応募は、令和5年2月14日（火）【必着】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書又は市販の履歴書に写真を貼り、必要事項を記入の上、(1)～(3)のうち希望の職を明記して、提出してください。
- ② 提出は、郵送又は持参となります。
- ③ 封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- ④ 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- ⑤ 持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

① 第一次審査

応募書類による選考を行います。

第一次審査の合格者には、令和5年2月16日（木）までに連絡をします。

② 第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県立総合教育センター内の会場で令和5年2月下旬に実施すること
を予定しております。日時及び場所については、令和5年2月16日(木)までに連絡します。

なお、応募書類の返却はいたしません。

③ 最終合格

令和5年2月28日(火)までに、第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地:〒361-0021 行田市富士見町2-24

担 当:埼玉県立総合教育センター 総務担当 安藤

電 話:048-556-6164